

# 勾留に代わる観護措置

## マニュアル

平成28年3月改訂

八日市場刑事係

## 1 はじめに

八日市場支部の扱いでは、勾留に代わる観護措置（少年法43条本文）は、勾留請求と同様に、簡易裁判所で処理します。家庭裁判所で行う観護措置とは異なりますので注意してください。

また、勾留に代わる観護措置請求は、通達上、[REDACTED]する事件に指定されていませんので、絶対に[REDACTED]しないよう注意してください。

## 2 受付

(1) 請求書に受付印を押して傍らに認印を押し、受付時刻を記入する。

※ここまで勾留請求書と同じ。

(2) 備付の「令状請求事件簿（勾留に代わる観護措置）」（紙帳簿）で立件する。

※採番体系は、4000番台であり、事件番号は、4001号から開始する。

(3) 勾留に代わる観護措置請求の場合も勾留請求と同様の要件で被疑者国選弁護人の請求ができるので、被疑者国選選任請求書が提出されている場合は、「被疑者」とあるのをいずれも「少年」と読み替え、勾留請求の場合と同様に処理する。

## 3 審査

審査表を使用し、勾留請求の場合と同様に審査する。

呼称は、「被疑者」ではなく、「被疑少年」となることに注意する。

## 4 起案

(1) 勾留に代わる観護措置の処理に必要な、帳票（「観護状」、「被疑少年陳述調書」、「観護措置通知」）は、[REDACTED]を利用して作成する。

(2) 観護状に被疑事実の要旨を合綴し、審査表を使用して点検を行い、裁判官に上程する。

## 5 観護措置質問

(1) 質問を開始する際は、検察庁に連絡し、身柄押送の指示をする[REDACTED]。

(2) 身柄が到着次第、質問手続を開始する。

#### 6 発付

(1) 審査票に基づき、観護状等の確認を行う。

(2) 審査表に基づき、事務官枠の日直員に二次点検をお願いする。

(3) 檢察庁に交付する際は、「令状請求事件簿（勾留に代わる観護措置）」の受領印欄に認印を受け、捜査記録及び観護状を送付する。

#### 7 発付後

(1) 観護措置通知（勾留通知と同様、電話または書面により通知する。）

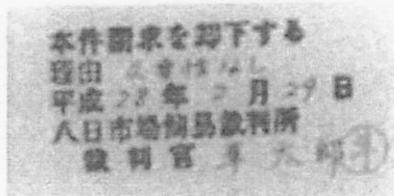
(2) 当番弁護士の希望がなされた場合は、千葉県弁護士会の留守番電話に吹き込み、「勾留に代わる観護措置」による処理である旨を伝える。

8 被疑少年が外国人の場合でも、手続は被疑者勾留の場合と同様に行う。

#### 9 勾留に代わる観護措置請求を却下する場合

請求書の余白に却下用のゴム印を押し、日付と理由（裁判官に確認）の記載をし、押印をもらう。

なお、却下する際に [ ] や身柄引受書の要否については、裁判官の指示を仰ぐ。



指揮印

## 観護状

経官由印

少年	氏名	○○○○
	年齢	○○歳(平成○○年○○月○○日生)
	住居	○○○○
	職業	中学生

少年に対する 窃 盗 被疑事件に

について、同人を千葉少年鑑別所 に送致する。

被疑事実の要旨	別紙のとおり
刑事訴訟法60条1項 各号に定める事由	次葉のとおり
有効期間	平成27年9月16日 まで

この令状は、有効期間経過後は、その執行に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。

平成27年9月9日

八日市場簡易裁判所

裁判官 ○ ○ ○ ○

請求の年月日	平成27年9月9日
--------	-----------

執行した年月日時 及び場所	平成 年 月 日 午 時 分
------------------	----------------

記名押印	
------	--

執行することが できなかつたと きはその事由	
------------------------------	--

記名押印	平成 年 月 日
------	----------

収容した年月日時 及び取扱者	平成 年 月 日 午 時 分
-------------------	----------------

刑事訴訟法 60条1項各号に定める事由

下記の 号に当たる。

- 1 少年が定まった住居を有しない。
- 2 少年が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある。
- 3 少年が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由がある。

仮 収 容 決 定

仮収容  
執行  
指揮印

主 文 表記の少年を仮に  
した場所に収容する。 の特に区別

理 由

適 条 少年法 43条1項, 17条の4

平成 年 月 日

地方裁判所

裁 判 官

この決定は平成 年 月 日当庁において少年の面前で言渡して告知した。

裁判所書記官

収容した年月日時 及び取扱者	平成 年 月 日午前・後 時 分
-------------------	------------------

観護措置通知	裁書	
即日通知済	判記	
	所官	

裁判官認印

調書	
被疑事件	●●
被疑少年	●●
陳述を聴いた年月日・場所	平成●年●月●日 八日市場簡易裁判所
裁判官	● ● ● ●
裁判所書記官	● ● ● ●
人定質問	氏名、年齢、職業、住居は観護措置請求書記載のとおり。

裁判官は、終始沈黙し、または、個々の質問に対し陳述を拒むことができる旨を告げたうえ、観護措置請求書記載の被疑事実を読み聞かせた。

被疑事件に対する陳述

弁護人の選任権の告知	裁判官は、弁護人を選任できる旨を告げた。
被疑少年が指定した通 知 先	母親 ● ● ● ● 千葉県佐倉市・・・ 携帯電話 080-0000-0000
本調書の読み聞け	以上のとおり録取して読み聞かせた。
読み聞かせた事項に対する被疑少年の陳述	そのとおり間違いありません。
被疑少年の署名・指印	被疑少年
平成●年●月●日 八日市場簡易裁判所 裁判所書記官 ● ● ● ●	

観護措置通知	裁書		裁判官認印
即日通知済	判記 所官		

調 書	
被 疑 事 件	● ●
被 疑 少 年	● ● ● ●
陳述を聴いた 年月日・場所	平成●年●月●日 八日市場簡易裁判所
裁 判 官	● ● ● ●
裁判所書記官	● ● ● ●
通 訳 人	
通訳人尋問	通訳人尋問調書記載のとおり
人 定 質 問	氏名、年齢、職業、住居は観護措置請求書記載のとおり。
裁判官は、終始沈黙し、または、個々の質問に対し陳述を拒むことができる旨を告げたうえ、観護措置請求書記載の被疑事実を読み聞かせた。	
被疑事件に対する陳述	
弁護人の選任権の告 知	裁判官は、弁護人を選任できる旨を告げた。
被疑少年が指定した 通 知 先	母親 ● ● ● ● 千葉県佐倉市・・・ 携帯電話 080-0000-0000
本調書の読み聞けと 被疑少年の署名・指 印	以上のように読み聞かせたところ、相違ないと申し立て下に署名指印した。 被疑少年
本件の手続は通訳人を介して行った。	
平成●年●月●日	
八日市場簡易裁判所 裁判所書記官 ● ● ● ●	

観護措置通知	裁書	
	判記	
即日通知済	所官	

裁判官印
------

調書	
被疑事件	窃盜
被疑少年	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
陳述を聴いた年月日・場所	平成27年9月9日 八日市場簡易裁判所
裁判官	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
裁判所書記官	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
人定質問	氏名、年齢、職業、住居は観護措置請求書記載のとおり。
裁判官は、終始沈黙し、または、個々の質問に対し陳述を拒むことができる旨を告げたうえ、観護措置請求書記載の被疑事実を読み聞かせた。	
被疑事件に対する陳述	
弁護人の選任権の告知	裁判官は、弁護人を選任できる旨及び貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは弁護人の選任を請求することができる旨を告げ、さらに、弁護人の選任を請求するには資力申告書を提出しなければならない旨及びその資力が基準額以上であるときは、あらかじめ、千葉県弁護士会に弁護人の選任の申出をしていなければならない旨を教示した。
被疑少年が指定した通知先	
本調書の読み聞け	以上のとおり録取して読み聞かせた。
読み聞かせた事項に対する被疑少年の陳述	
被疑少年の署名・指印	
平成27年9月9日	
八日市場簡易裁判所	
裁判所書記官	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>

観護措置通知	裁書		裁判官認印
即日通知済	判記 所官		

調 書	
被 疑 事 件	
被 疑 少 年	●
陳述を聴いた 年月日・場所	平成 年 月 日 八日市場簡易裁判所
裁 判 官	
裁判所書記官	
通 訳 人	●
通訳人尋問	通訳人尋問調書記載のとおり
人 定 質 問	氏名、年齢、職業、住居は観護措置請求書記載のとおり。
裁判官は、終始沈黙し、または、個々の質問に対し陳述を拒むことができる旨を告げたうえ、観護措置請求書記載の被疑事実を読み聞かせた。	
被疑事件に対する陳述	
弁護人の選任権の告 知	裁判官は、弁護人を選任できる旨及び貧困その他の事由により自ら弁護人を選任できないときは弁護人の選任を請求することができる旨を告げ、さらに、弁護人の選任を請求するには資力申告書を提出しなければならない旨及びその資力が基準額以上であるときは、あらかじめ、千葉県弁護士会に弁護人の選任の申出をしていなければならない旨を教示した。
被疑少年が指定した 通 知 先	
本調書の読み聞け	以上のとおり録取して読み聞かせた。
読み聞かせた事項に 対する被疑少年の陳 述	そのとおり間違いありません。
被疑少年の署名・指印	被疑少年
本件の手続は通訳人を介して行った。	
平成 年 月 日	
八日市場簡易裁判所	
裁判所書記官	

## 勾留に代わる観護措置通知

被疑事件名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

少年氏名 ○ ○ ○ ○

頭書被疑事件について、少年に対し、下記のとおり勾留に代わる観護措置をとりましたので通知します。

記

収容年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

収容場所 千葉少年鑑別所

千葉市稲毛区天台1丁目12番9号

電話 043-253-7741

平成〇〇年〇〇月〇〇日

八日市場簡易裁判所

裁判所書記官 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇 殿